

新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

職業能力開発施設

(R3.1.14 緊急事態宣言発令に伴う変更)

1 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」および、「新型コロナウイルス関連」業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、本マニュアルを作成するとともに、新型コロナウイルスの感染予防に取り組む。

2 基本事項

新型コロナウイルス感染拡大予防として以下の基本事項を確実に押さえる。

- (1) 症状のある方の利用制限
- (2) 職員の健康チェック
- (3) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避
- (4) マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施
- (5) 消毒等

3 新型コロナウイルス感染予防対応について

(1) 症状のある方の利用制限

- ① 施設サービス開始時においては、利用開始日が確定したその日若しくは、利用2週間前からの検温等健康状態のチェック結果を記載したものを利用当日時に提出する。（別紙1）
- ② 利用相談及び見学時においては、来所時に検温および体調不良等の確認を行う他、以下の3点についても確認を行い、異常が認められる場合は、施設入室及び利用をお断りする。（別紙2）緊急事態宣言下においては、見学については、団体、個人ともに受入れない。相談についても、電話相談にて実施する。

ア) 過去2週間以内に発熱や風邪症状がないこと。

イ) 過去2週間以内に感染拡大国・地域への訪問歴がないこと。

ウ) 同居家族・職場（学校）の同僚において、感染を疑われる方がいないこと。

- ③ 評価訓練利用期間は、来所前に検温を行い、発熱及び体調不良の場合は、来所せず自宅待機する。また、来所時も検温を実施する。

- ④ 業者等の来所者に対しては、来所時に発熱や風邪症状がないこと確認し、感染者が出た場合等に備え、連絡先を記入してもらう。（別紙3）
- ⑤ 入寮を伴う在校生評価利用者は、利用初日に抗原定量検査を受けていただき、その結果、陰性確認後の評価開始とする。緊急事態宣言下において、通所利用者においても、同様の対応とし、引率者についても利用者引き渡し後、早々に退出いただく。

(2) 職員の健康チェック

- ① 職員は、出勤前に検温を行い、発熱及び体調不良の場合は、出勤せず自宅待機とする。
- ② 同居家族及び家族の職場（学校）において、感染を疑われる方が出た場合は、出勤せずに自宅待機とし、感染対策委員会の指示を仰ぐ。
- ③ 公共交通機関利用者については、業務に支障のない範囲で混雑時間を避けた時間帯の出勤（時差出勤）を実施する。

(3) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ① 作業評価場所等において、50分毎に10分間窓を開け、定期的に換気を行う。また、サーキュレーターや扇風機を使用し、室内の空気の循環を行う。
- ② 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保を行う。作業評価を行う利用者間の距離をできるだけ2m保持する。難しい場合や席が隣り合う場合はアクリル版等の仕切りを設置する。
- ③ 更衣室は、3密が起りやすい環境になりやすいことから、複数人の入室を行わず、速やかに利用を終え退出する。
- ④ ソファアの座席範囲を制限する。（3人掛けソファア中央に×印を付ける）
- ⑤ 面会時や昼食時、テーブルでの対面を避けるため、アクリル板等の仕切りを設置する他、座席間隔も開ける。
- ⑥ 施設内にオンライン面接の設備を整え、相談者にオンラインでの面接を依頼し、極力、対面での面接は避ける。（報告会についても同様）緊急事態宣言下においては、報告会を書面にて実施し、必要に応じて電話等による説明を行う。
- ⑦ 施設利用に伴う引率者及び家族については、用件が済み次第、速やかに退所していただく。

- ⑧ 公共交通機関利用者については混雑時間を避けて通所及び帰宅いただくよう要請する。
- ⑨ 訪問については、必要最低限に実施（訪問日程の変更、訪問時間の短縮等）を行う。なお、実施においては、感染拡大防止対策を徹底して行う。

(4) マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施

- ① 職員のマスク着用の徹底および利用者及び来所者に対し、館内でのマスクの着用をお願いする。マスクの着用を拒絶される方については、施設利用を控えてもらう。
- ② 作業評価場入退室時、手洗い・手指消毒（手洗いは30秒程度、石けん・消毒液の利用）を行う。

(5) 消毒等

- ① 午前・午後の作業評価終了後、施設内消毒を実施する。手すり（廊下、階段、トイレ）、ドアノブ、エレベーターボタン、ソファ、評価作業台、複数の利用者や職員が触れる機器・備品等を次亜塩素酸ナトリウムにて拭く。その際、対象物や空気中にスプレーせず、雑巾にスプレーしてから拭く。
- ② ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。

(6) その他

- ① 新型コロナ感染防止に伴う対処方針を受けて、今後も本マニュアルの修正等を行うこととする。
- ② 新型コロナウイルスの感染が疑われる者が発生した場合或いは、新型コロナウイルスに感染した場合、別途「職業能力開発施設 新型コロナウイルス発生時の対応について」により対応する。

作成日 令和2年8月3日

一部修正 令和2年8月18日

一部修正 令和3年1月14日